



報道関係者 各位

平成30年2月22日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 樋山 則男

地方障害者雇用担当官 高塩 博行

Tel: 028-610-3557 Fax: 028-637-8609

「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施します

本年4月1日から、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用義務の対象が、次のように拡大され、これに伴って、民間企業に義務付けられる障害者の法定雇用率は、2.0%から2.2%に引き上げられます。

＜雇用義務の対象＞

平成30年3月31日まで 身体障害者 または 知的障害者

平成30年4月1日から 身体障害者、知的障害者 または 精神障害者

栃木労働局（局長 白兼俊貴）^(※)は、上記の「雇用義務の対象の拡大」、「法定雇用率の引上げ」について、その背景^(※)と併せて理解いただくとともに、これを機に、精神障害者のさらなる雇用と職場定着を促進するため、栃木県と連携協力して、2月及び3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」として設定し、以下の取組みを実施します。

1 経済団体等への訪問による要請

栃木労働局と栃木県の幹部が経済団体等を訪問し、平成30年4月からの法定雇用率引上げや実雇用率算定における精神障害者のカウント方法の変更等についての周知を行うとともに障害者の積極的な雇用に向けた取組を要請します。

2 事業主訪問による取組等把握

栃木労働局の幹部等が、県内事業所の中で精神障害者の雇用が進んでいる企業を訪問し、取組状況やノウハウを把握して、そのノウハウ等を県内企業への普及、共有に活かします。

3 事業主への周知・要請

県内全てのハローワークにおいて、事業主と接触するあらゆる機会を捉え、障害者雇用義務の拡大や法定雇用率引上げについて、正しく理解が進むよう周知啓発を行います。

また、栃木県においては、栃木県ホームページに別添周知用リーフレット等を掲載して県内の事業所に広く周知・要請を行います。

4 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」実施による理解促進

企業の従業員が精神障害や発達障害についての基礎知識や一緒に働くための必要な配慮等について学び、しごとサポーターとなっていただくための講座を開催します。ハローワークから専門の講師が直接事業所に出向く「出前講座」を実施します。



※ 平成 18 年 4 月 1 日以降、常用労働者として雇用される精神障害者は、「身体障害者または知的障害者」とみなして、その企業の実雇用率の算定に加えられる、という取扱いがなされてきました。これにより、企業に雇用される精神障害者の数は大きく増加し、また、精神障害者の就職や職場定着を支援する機関とそのノウハウも充実してきています。今般の対象拡大、法定雇用率引上げは、このような実績を踏まえてなされました。

参考：栃木県内ハローワークを通じた障害者の職業紹介状況（就職件数）

